

鎌倉都市計画区域区分

令和7年11月11日

神奈川県

鎌倉都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

年 次 区 分	令和 2 年	令和 17 年
都市計画区域内人口	173 千人	155 千人
市街化区域内人口	170 千人	152 千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和 45 年の当初決定以来、7 回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和 2 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

二階堂地区については、令和 2 年国勢調査による人口集中地区としての区域指定に伴う市街化区域への編入を行い、笹目町地区については各法令に基づく行為規制が行われている災害レッドゾーンで、将来的に都市的土地利用を行う見通しが無いことによる市街化調整区域への編入を行います。

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面 積 増 減 の 内 訳
	新	旧	
市 街 化 区 域	<u>2,569ha</u>	<u>2,569ha</u>	△0.01ha 市 → 調 0.02ha 調 → 市 0.01ha
市街化調整区域	<u>1,397ha</u>	<u>1,384ha</u>	+13.01ha 市 → 調 0.02ha 調 → 市 △0.01ha 国土地理院精査 13.00ha
都市計画区域	<u>3,966ha</u>	<u>3,953ha</u>	+13.00ha 国土地理院精査